

秩父広域市町村圏組合水道事業「水道検針票」広告掲載要領

この要領は、水道事業広告掲載要綱に基づき、水道事業において発行する「水道検針票」の裏面に有料広告掲載の募集に必要な事項を定めたものです。

「水道検針票」は水道メーターの検針の際、水道使用者に使用水量や水道料金等をお知らせするもので、多くの方が目にする広告価値の高い媒体です。

①広告媒体について

- 名称 上下水道使用量のおしらせ(検針票)
- 規格 サイズ縦 200mm×横 78mm
- 配布先 秩父広域市町村圏組合給水契約者（約 44, 100 件）
- 配布エリア 秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町
- 配布方法 水道メーター検針時に配布
- 配布枚数 偶数月 約 24, 000 枚/月
奇数月 約 20, 100 枚/月
年間計 約 264, 600 枚/年
- 発行頻度 年 6 回 水道検針票の配布は、秩父圏域全域を偶数月に配布する地域と奇数月に配布する地域に分けているため、1 年間の広告の掲載期間中、同一の水道使用者に 6 回配布することになります。
- 備考

②掲載可能な広告について

- 広告の規格 縦 45mm×横 65mm 枠数 2 枠 色数 2 色（青、黒）
- 広告掲載場所 「水道検針票」裏面
- 掲載期間 1 年間（4 月検針～翌年 3 月検針）
※但し、水道事業において必要と認めるときは、1 年以内で期間を設定することができる。
- 掲載料 広告 1 枠あたり 108, 000 円（税込み）
広告 2 枠あたり 216, 000 円（税込み）
※但し、掲載期間が 1 年に満たない場合は、月割り計算により、算出した額とする。
- 広告掲載できない業種・内容
 - ・水道料金及び下水道使用料等の滞納がある者
 - ・水道に関する事業者において、秩父広域市町村圏組合水道局の指定を受けていない給水装置工事事業者
 - ・秩父広域市町村圏組合水道事業広告掲載要綱に規定するもの

●そ の 他

広告欄の下に次の文章が入ります。

「広告内容に関する質問等につきましては、広告スポンサーに直接お問い合わせください。」

納入方法等の諸手続については、秩父広域市町村圏組合水道事業広告掲載要綱に定めがあります。

また、担当課から指示がある場合は、それに従ってください。

③申し込みについて

●申し込み方法

掲載希望者は、秩父広域市町村圏組合水道事業広告掲載要綱の内容を確認のうえ、下記期日までに申込書と広告原稿案に次の書類を添付して、経営企画課へ提出してください。

①商業登記簿謄本又は主務官庁が発行した認可証・許可書の写し。

②会社・団体等の事業内容が分かるもの。(パンフレット等)

③その他、管理者が提出を必要とする書類。

●申 込 期 間

申込締切日 平成30年1月26日までに申し込むこと。但し、広告枠に空きがある場合は、締切日後であっても申込書等を提出できるものとする。

※申込締切日が土・日・祝日にあたるときは、休日の翌日までとします。

④掲載決定の方法

●掲載決定方法

・原則、年度単位で募集し、申し込み順で掲載を決定します。

⑤ 広告掲載表示例 ※上下水道使用量のおしらせ(検針票)サイズ縦 200mm×横 78mm

○秩父市下水道使用料の審査請求について(教示)

下水道使用料に係る処分¹の審査請求等について(教示)

1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、関係する地方公共団体の長に対して審査請求をすることができます。取消しの訴えは、この処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する判決を経た後に、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、関係する地方公共団体を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において地方公共団体を代表する者は、当該地方公共団体の長です。なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する判決を経た後に、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、関係する地方公共団体を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において地方公共団体を代表する者は、当該地方公共団体の長です。なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 その他
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

※ 関係する地方公共団体とは、秩父市下水道使用料に係る処分については秩父市、横瀬町下水道使用料に係る処分については横瀬町、皆野・長瀬下水道組合下水道使用料に係る処分については皆野・長瀬下水道組合です。

◆下水道使用料のお問い合わせ先

秩父市役所 環境部 下水道課
この通知に記された電話番号(0494)22-2211(代)この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横瀬町長に対して審査請求を電話(0494)25-0111(代)した場合に、横瀬町建設課(0494)66-2211(代)を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次のいずれかに該当するときは、判決を経ないで提起することができます。

広告掲載スペース 縦 45mm横 65mm

枠数 2

1. 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき

2. 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき

3. その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき

◆その他不明な点¹があれば、お問い合わせください。

横瀬町役場 建設課
TEL 0494 (25) 0111 (代)
FAX 0494 (23) 9349

○皆野・長瀬下水道組合下水道使用料の審査請求について(教示)

この通知に記された電話番号(0494)66-2211(代)この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、組合管理者に対して審査請求をすることができます。前記の審査請求をした場合には、判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に皆野・長瀬下水道組合を被告として(組合管理者が被告の代表者となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次のいずれかに該当するときは、判決を経ないで提起することができます。

1 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき

2. 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき

3. その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき

◆その他不明な点¹がありましたら、下記までお問い合わせください。

皆野・長瀬下水道組合 下水道課
TEL 0494 (66) 8747
FAX 0494 (66) 8748

広告内容に関する質問等につきましては、広告スポンサーに直接お問い合わせください。

担当課 問い合わせ先
秩父広域市町村圏組合水道局 経営企画課 (ちちぶ広域お客様センター経由)
電話 : 0494-25-5221
FAX : 0494-23-6444
E-mail : keieikikaku@union.chichibukouiki.lg.jp